

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の新旧対照表（改正案）

（下線部分は改正部分）

○消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日公正取引委員会）

改正案	現行
<p>はじめに（略）</p> <p>第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1 （略）</p> <p>2 減額（第3条第1号前段）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 問題となるのは、例えば次のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合 イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合 ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合 エ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合 オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合 カ 「10月1日以降〇%値下げ」、「10月1日以降〇%ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって、特定事業者が、自 	<p>はじめに（略）</p> <p>第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1 （略）</p> <p>2 減額（第3条第1号前段）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 問題となるのは、例えば次のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合 イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合 ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合 エ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合 オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合 カ [新設]

改正案	現行
<p><u>社の利益を確保するため、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合</u></p> <p><u>キ 標準税率が適用される商品の対価について、軽減税率が適用された場合の対価まで減じる場合（注）</u></p> <p><u>（注）標準税率が適用される商品の納入については、取引先に支払う対価は消費税率引上げ分高くなるが、仕入控除税額もその分増加することとなる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>3 買いたたき（第3条第1号後段）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 「通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為である。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、本体価格が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置く場合である。<u>また、平成31年10月1日の消費税率引上げに際して、標準税率が適用される本体価格が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を108円のまま据え置く場合もこれに当たる。</u></p> <p>一方、買いたたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>ア 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合</p> <p>イ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価</p>	<p>3 買いたたき（第3条第1号後段）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 「通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為である。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、本体価格が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置く場合である。</p> <p>一方、買いたたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>ア 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合</p> <p>イ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価</p>

改正案	現行
<p>イ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合</p> <p>ウ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合</p> <p>(注)「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。</p>	<p>格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合</p> <p>ウ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合</p> <p>(注)「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。</p>
<p>(4) 問題となるのは、例えば次のような場合である。</p> <p>ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合</p> <p>イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合</p> <p>ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合 <u>(注1)</u></p> <p><u>(注1) 「10月1日以降〇%値下げ」、「10月1日以降〇%ポイント付与」等と表示したセールの実施においても、考え方は同様である。</u></p> <p>エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由</p>	<p>(4) 問題となるのは、例えば次のような場合である。</p> <p>ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合</p> <p>イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合</p> <p>ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合</p> <p>〔新設〕</p> <p>エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由</p>

改正案	現行
<p>に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注2）</p> <p>（注2）免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。</p> <p>オ 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合</p> <p>カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合</p> <p>〔工の次に移動〕</p> <p>キ 標準税率が適用される商品について、消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めていることを理由として、消費税率引上げ後も消費税率引上げ前に定めた対価を据え置く場合</p> <p>ク 標準税率が適用される商品について、消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めているところ、取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、消費税率引上げ後も消費税率引上げ前に定めた対価を据え置く場合</p> <p>ケ 標準税率が適用される商品を納入する取引先に対して、自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注3）</p> <p>（注3）標準税率が適用される商品の納入については、取引先に支</p>	<p>に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）</p> <p>〔カの次から移動〕</p> <p>オ 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合</p> <p>カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合</p> <p>（注）免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

改正案	現行
<p><u>払う対価は消費税率引上げ分高くなるが、仕入控除税額もその分増加することとなる。</u></p> <p>4 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号） (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 問題となるのは、例えば次のような場合である。 【商品購入、役務利用の要請】 (略) 【利益提供の要請】</p> <p>ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合</p> <p>イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合</p> <p>ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合</p> <p>エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合</p> <p>オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合</p>	<p>4 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号） (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 問題となるのは、例えば次のような場合である。 【商品購入、役務利用の要請】 (略) 【利益提供の要請】</p> <p>ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合</p> <p>イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合</p> <p>ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合</p> <p>エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合</p> <p>オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合</p>

改正案	現行
<p><u>力 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、「10月1日以降○%値下げ」、「10月1日以降○%ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって、特定事業者が、自社の利益を確保するため、協賛金の提供又は従業員等の派遣を要請する場合</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>5～7 (略)</p>	<p>5～7 (略)</p>
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係 第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p>	<p>第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係 第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為 (1)・(2) (略)</p>	<p>2 「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為 (1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 「消費税の転嫁の方法の決定」として認められない行為としては、例えば、次のような行為が該当する。</p>	<p>(3) 「消費税の転嫁の方法の決定」として認められない行為としては、例えば、次のような行為が該当する。</p>
<p>ア 「消費税の転嫁の方法の決定」に該当しないもの (ア) 消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定 (イ) 消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定</p>	<p>ア 「消費税の転嫁の方法の決定」に該当しないもの (ア) 消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定 (イ) 消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定</p>

改正案	現行
<p>(例 1) 全商品を消費税率引上げ前の税込価格から 7 パーセント 引き上げる旨の決定</p> <p>(例 2) 消費税率引上げ前の税込価格から、A 商品は 7 パーセン ト、B 商品は 5 パーセントを上乗せし、C 商品は据え置く 旨の決定</p> <p>(例 3) 個別商品ごとの消費税額に関係なく、全商品を一律〇〇 円引き上げる旨の決定</p> <p><u>(例 4) 軽減税率の対象品目の対価に標準税率引上げ分を上乗せ する旨の決定</u></p>	<p>(例 1) 全商品を消費税率引上げ前の税込価格から 7 パーセント 引き上げる旨の決定</p> <p>(例 2) 消費税率引上げ前の税込価格から、A 商品は 7 パーセン ト、B 商品は 5 パーセントを上乗せし、C 商品は据え置く 旨の決定</p> <p>(例 3) 個別商品ごとの消費税額に関係なく、全商品を一律〇〇 円引き上げる旨の決定</p> <p>[新設]</p>
<p>(ウ) 消費税の全部又は一部の転嫁をしないことの決定</p>	<p>(ウ) 消費税の全部又は一部の転嫁をしないことの決定</p>
<p>(イ) 合理的な範囲（注）を超える不当な端数処理を行う旨の決定 (注) 合理的な範囲については、前記(2)ウ参照</p>	<p>(イ) 合理的な範囲（注）を超える不当な端数処理を行う旨の決定 (注) 合理的な範囲については、前記(2)ウ参照</p>
<p>(オ) 簡易課税方式を選択する（又は選択しない）旨の決定</p>	<p>(オ) 簡易課税方式を選択する（又は選択しない）旨の決定</p>
<p>イ・ウ （略）</p>	<p>イ・ウ （略）</p>
<p>(4) （略）</p>	<p>(4) （略）</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>第 2 （略）</p>	<p>第 2 （略）</p>